

## 協議会委員推薦手続条例反対討論 守島

私は、大阪維新の会 大阪市会議員団を代表し、議員提出議案 第17号 大阪市会における大阪府・大阪市特別区設置協議会委員の推薦手続に関する条例に、反対の立場から討論いたします。

まず、現状、議会運営委員会において法定協議会への委員推薦を取りやめなければ、大阪市会は既に会派構成比率で委員推薦がなされていたため、本条例制定による実質的なメリットは何もありません。

また、法的性格が似ている各地の合併協議会など、他都市の協議会や審議会においても、規約に会派構成割まで記述しているものはないという状況下、推薦ルールは、敢えて条例化するようなものでもなく、議会運営員会で決めれば良いものと考えます。

そもそも条例による明文化が必要というものの、提案会派の皆さんが法定協をボイコットし、協議会規約5条にある議会推薦義務を侵しながら、推薦手続に関する条例を提出すること自体矛盾であり、真摯な議論を求めての提案とは考えられません。

その上、公明党の辻議員による提案趣旨説明にあった「なお、大阪府議会が会派按分に戻った時に市会の条例も施行される」、という言葉を受けるに、この条例自体、市議会の自立性すら見当たらない、みすぼらしいものだと考えます。

この趣旨説明の意図は、市会がまたボイコットしても、条例違反にならないように、予防線を張っているだけで、法定協でまともに協議する気がない本音が見てとれます。

条例の施行が、府議会の動き次第というようなものを、わざわざ臨時議会開いてまで、今制定する意味がないうえ、実質的な効果も、必要性もありません。

また府議会の委員構成がおかしいということに端を発し、本条例で推薦委員を縛ることにしたようですが、法定協議会の委員差し替えは、出直し市長選挙の公約であり、市長は手続きに乗っ取りながら、公約遂行したまでの話で、それを変えようという条例自体、喫緊の選挙結果である民意に背くものです。

議会も民意という声もありますが、法定協議会の正常化を公約に掲げ、当選したのは橋下市長だけであり、選挙結果を受け止めないのは如何なものかと考えます。

ましてや民意を受ける機会がありながら、市長選で足並みをそろえて対抗馬もたてなかったにかかわらず、投票率や投票数を以って選挙の有用性を判断すること自体、政治家としての考え方を疑います。

さらに、もう既に法定協議会では協定書ができており、総務大臣にも提出されています。

今後、総務大臣の意見が付された上で、府・市両議会での議決が必要になるため、政治的にも、意見や決をとる場があるのですから、そこで議論を行い修正等が必要であれば訴えれば良いのです。

その後も住民投票の手続きが予定されており、ちゃんと民意に委ねることができる場があるにもかかわらず、今なお、法定協の委員構成にこだわる理由は一体なんなののでしょうか。

・先日の運営員会でも、我が会派の吉村委員から本条例可決後の協定書の作成期限を提案会派の委員に問いましたが、目途すら提示されませんでしたし、そもそも協定書作成に反対するのも法定協の仕事と言われる方もおられます。

このように、法定協規約第 3 条の協定書作成義務すら守られていない現状を鑑みるに、この条例を可決させることで、協定書を作成する気がないのに、明確に否決する訳でもなく、出来上がった協定書を法定協に差し戻し、協定書作成をうやむやにしたいという本心が見て取れます。

これらのことから、今回の条例案は、協定書を作成するにあたり、何のメリットもたらさず、他に例のない、市議会の自立性をも疑わせる 必要性のないものであることに加え、

真摯な議論のためといいながら、条例可決後に誠実に協定書を作成する気もなく、法定協で維新以外が過半数となるよう委員の差し替えを行い、住民に協定書を示さないという意図が明白である以上、協定書つぶしを真の目的とするであろう、本条例案には断固反対致します。

以上、私からの反対討論とさせていただきます。